

6 水管 第 2641 号
令和 6 年 12 月 11 日

水産政策審議会 会長
佐々木 貴文 殿

農林水産大臣 江藤 拓

資源管理基本方針(令和 2 年農林水産省告示第 1982 号)の一部変更(本則、
くろまぐろ(小型魚)、くろまぐろ(大型魚)並びにまさば対馬暖流系群
及びごまさば東シナ海系群の別紙 2 の変更)について(諮問第 460 号)

漁業法(昭和 24 年法律第 267 号)第 11 条第 5 項の規定に基づき、資源管理基本方針を別紙のとおり変更したいので、同条第 6 項において準用する同条第 3 項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十一条第五項の規定に基づき、資源管理基本方針（令和二年農林水産省告示第十九百八十二号）の一部を次のように変更したので、同条第六項において準用する同条第四項の規定に基づき公表する。

令和 年 月 日

農林水産大臣 江藤 拓

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改 正 後	改 正 前
資源管理基本方針	資源管理基本方針
第1 資源管理に関する基本的な事項	第1 資源管理に関する基本的な事項
1 (略)	1 (略)
2 資源管理に関する基本的な考え方 (略)	2 資源管理に関する基本的な考え方 (略)
(1)～(3) (略)	(1)～(3) (略)
(4) 漁獲可能量による管理	(4) 漁獲可能量による管理
① (略)	① (略)
② 管理年度途中の漁獲可能量の調整	② 管理年度途中の漁獲可能量の調整
ア 当該管理年度中に公表された最新の資源評価及び漁獲シナリオにより導かれる当該管理年度の翌管理年度の生物学的許容漁獲量が、当該管理年度の生物学的許容漁獲量よりも一定程度増加することが示された場合、科学的に妥当な条件の下、資源水準の値が目標管理年度に目標管理基準値を上回る確率が、漁獲シナリオに定められた値を下回らない範囲内で、当該管理年度の途中に当該管理年度と当該管理年度の翌管理年度の間で漁獲可能量を調整することができる。この場合、「科学的に妥当な条件」とは、以下を指すものとする。	ア 当該管理年度中に公表された最新の資源評価及び漁獲シナリオにより導かれる当該管理年度の翌管理年度の生物学的許容漁獲量が、当該管理年度の生物学的許容漁獲量よりも一定程度増加することが示された場合、科学的に妥当な条件の下、資源水準の値が目標管理年度に目標管理基準値を上回る確率が、漁獲シナリオに定められた値を下回らない範囲内で、当該管理年度の途中に当該管理年度と当該管理年度の翌管理年度の間で漁獲可能量を調整することができる。この場合、「科学的に妥当な条件」とは、以下を指すものとする。
<u>(イ)</u> 資源水準の値が目標管理基準値未満の水準にある場合、漁獲可能量の調整により、漁獲圧力が、漁獲シナリオに定められた漁獲圧力を超えないことが見込まれること。	<u>ア</u> 資源水準の値が目標管理基準値未満の水準にある場合、漁獲可能量の調整により、漁獲圧力が、漁獲シナリオに定められた漁獲圧力を超えないことが見込まれること。
<u>(ロ)</u> 資源水準の値が、限界管理基準値以上の水準にあること。	<u>イ</u> 資源水準の値が、限界管理基準値以上の水準にあること。
<u>(ハ)</u> 科学的に十分な精度で、当該管理年度の翌管理年度に一定程度の生物学的許容漁獲量の増加が見込まれていること。	<u>ロ</u> 科学的に十分な精度で、当該管理年度の翌管理年度に一定程度の生物学的許容漁獲量の増加が見込まれていること。

(エ) 当該管理年度における漁獲可能量の調整時期が、当該特定水産資源の主要な漁獲時期の前又は最中であること。

(オ) 最新の科学的知見を踏まえて実施された資源評価が当該管理年度中に公表されていること。

イ 令和6管理年度における暫定的な措置として、令和6年度の資源評価及び漁獲シナリオによって再計算される令和6管理年度の生物学的許容漁獲量が、令和6管理年度の漁獲可能量を上回ることが示された場合、その差を上限に、令和6管理年度の漁獲可能量を調整することができる。

③ (略)

(5) (略)

第2～第13 (略)

(別紙2-1 くろまぐろ(小型魚))

第1 (略)

第2 管理年度
大臣管理区分 1月1日から同年12月末日まで
都道府県 4月1日から翌年3月末日まで

第3～第5 (略)

第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

1 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準

(1) 都道府県(全体)及び大臣管理区分への配分の基準

令和3管理年度から令和5管理年度の管理年度ごとの大臣管理区分又は都道府県の漁獲実績の比率の平均値(以下この別紙において「基礎比率」という。)を用いることを基本として配分するものとする。

ただし、基礎比率を用いて算出された数量が、令和6管理年度の大
臣管理漁獲可能量又は都道府県に配分する数量に相当する数量(4に基づき行う過去の超過分の差引きや、同一の大
臣

- 3 -

エ 当該管理年度における漁獲可能量の調整時期が、当該特定水産資源の主要な漁獲時期の前又は最中であること。

オ 最新の科学的知見を踏まえて実施された資源評価が当該管理年度中に公表されていること。

(新設)

③ (略)

(5) (略)

第2～第13 (略)

(別紙2-1 くろまぐろ(小型魚))

第1 (略)

第2 管理年度
大臣管理区分 1月1日から同年12月末日まで
知事管理区分 4月1日から翌年3月末日まで

第3～第5 (略)

第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

1 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準

(1) 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への基礎的な配分並びに国の留保

国の留保は、漁獲可能量の15パーセントを超えない数量とする。

都道府県及び大臣管理区分への基礎的な配分は、WCPFCで合意された基準年の平均漁獲実績を基本として、近年の平均漁獲実績を勘案して配分するものとする。

許可漁業又は都道府県内でのくろまぐろ(小型魚)からくろまぐろ(大型魚)への数量の振替等の処理を行う前の数量。以下この別紙において「基礎配分」という。)を下回る大臣管理区分及び都道府県にあっては、基礎比率を用いて算出した数量に代えて令和6管理年度の基礎配分とすることを基本とした上で、必要な調整を行う。

(削る。)

(2) 各都道府県への配分の基準

基礎比率を用いて配分することを基本とする。

ただし、基礎比率を用いて算出された数量が、令和6管理年度の都道府県別漁獲可能量に相当する数量(4に基づき行う過去の超過分の差引きや、都道府県内でのくろまぐろ(小型魚)からくろまぐろ(大型魚)への数量の振替等の処理を行う前の数量。以下この別紙において「都道府県別基礎配分」という。)を下回る都道府県にあっては令和6管理年度の都道府県別基礎配分とすることを基本とする。

その上で、令和6管理年度の都道府県別基礎配分からの増加量及び増加率を考慮し、必要な調整を行う。

さらに、国は、当該調整の後、以下の①から⑤に掲げる上乗せ又は追加配分を行う。

これらの調整、上乗せ又は追加配分にあたり、国は、一定の数量を確保した上で行うものとする。

(当初に上乗せするもの)

① 混獲管理を目的として、基礎比率を用いて算出された数量又は令和6管理年度の都道府県別基礎配分が1トン以下となる都道府県に対して上乗せするもの

(2) 大臣管理区分への配分の基準

大臣管理区分への配分にあつては、WCPFCで合意された基準年(平成14年(2002年)1月1日から平成16年(2004年)12月末日まで)を基本として、近年の漁獲実績を勘案した割合で配分する。

(3) 都道府県への配分の基準

都道府県への配分にあつては、平成22年(2010年)1月1日から平成24年(2012年)12月末日までの漁獲実績を基本とした割合で配分する。

また、瀬戸内海に面する大阪府、兵庫県、和歌山県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、福岡県及び大分県並びに漁獲実績を基準として配分した場合に漁獲可能量が0トンとなる都道府県に対しては、混獲管理のための漁獲可能量を配分する。

- 4 -

- ② 都道府県別漁獲可能量を超えないよう漁獲量を管理する困難さを緩和することを目的として、①の上乗せ後の数量が少ない都道府県に対して上乗せするもの
- ③ 第2管理期間及び第3管理期間の超過分の差引きにより、基礎比率が低くなる都道府県への影響緩和を目的として、該当する都道府県に対し②までの上乗せ後の数量に上乗せするもの
(管理年度中に追加配分するもの)
- ④ 管理年度中の都道府県別漁獲可能量の融通を促進することを目的として、前管理年度に未利用分を譲渡した都道府県に追加配分するもの
- ⑤ 漁獲可能量の有効利用を目的として、前管理年度の消化率が高い都道府県に追加配分するもの
(削る。)

2 (略)

3 漁獲可能量の繰越分について

- (1) 大臣管理区分の管理年度の終了に伴い確定した大臣管理漁獲可能量の未利用分のうち、各大臣管理区分ごとに翌管理年度に繰り越せる数量の上限は、当該未利用分が発生した管理年度の当初に設定された各大臣管理区分の大臣管理漁獲可能量の10パーセントとする。残りの未利用分については、国が留保するものとする。
- (2) 都道府県の管理年度の終了に伴い確定した都道府県別漁獲可能量の未利用分のうち、各都道府県ごとに翌管理年度に繰り越せる数量の上限は、当該未利用分が発生した管理年度の当初に

(4) 資源評価に用いるデータ収集への配慮

経年の漁獲実績のデータが北太平洋まぐろ類国際科学小委員会による資源評価の指標の算出に用いられている漁業の種類及び各都道府県に対しては、当該管理年度の国の留保から当該データの精度を担保するために必要な漁獲可能量を上乗せして配分することができる。

2 (略)

3 漁獲可能量の繰越分について

- (1) 大臣管理区分の管理年度の終了に伴い確定した大臣管理漁獲可能量の未利用分のうち、各大臣管理区分ごとに翌管理年度に繰り越せる数量の上限は、当該未利用分が発生した管理年度の当初に設定された各大臣管理区分の大臣管理漁獲可能量の10パーセント (WCPFCで合意された繰越率が10パーセント未満の場合には、その率) とする。残りの未利用分については、国が留保するものとする。
- (2) 知事管理区分の管理年度の終了に伴い確定した都道府県別漁獲可能量の未利用分のうち、各都道府県ごとに翌管理年度に繰り越せる数量の上限は、当該未利用分が発生した管理年度の当

- 5 -

設定された各都道府県の都道府県別漁獲可能量の10パーセントとする。残りの未利用分及び当該管理年度が終了した時点での国の留保の総量は、WCPFCで合意された繰越率を上限に国の留保として翌管理年度に繰り越すこととする。

4 (略)

5 国の留保からの配分について
国の留保分については、各都道府県及び大臣管理区分に配分するものとし、前管理年度の漁獲可能量の未利用分の繰越しに係る留保を配分する際には、都道府県を優先するものとする。

第7 (略)

第8 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
WCPFCにおいて、小型魚の増枠後も0歳魚(2キログラム未満)の漁獲をWCPFCで合意された基準年(平成14年(2002年)1月1日から平成16年(2004年)12月末日まで)の平均漁獲実績の2分の1の数量から増やさないためのあらゆる努力をすることとされたことを踏まえ、国及び都道府県は、0歳魚の漁獲を令和6管理年度の水準から増加させないために必要な取組や関係する漁業者に対する指導を行うこととする。

第9 (略)

(別紙2-2 くろまぐろ(大型魚))

第1 (略)

第2 管理年度

大臣管理区分 1月1日から同年12月末日まで
都道府県 4月1日から翌年3月末日まで

第3～第5 (略)

第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

1 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準

初に設定された各都道府県の都道府県別漁獲可能量の10パーセント(WCPFCで合意された繰越率が10パーセント未満の場合には、その率)とする。残りの未利用分及び当該管理年度が終了した時点での国の留保の総量は、WCPFCで合意された繰越率を上限に国の留保として翌管理年度に繰り越すこととする。

4 (略)

5 国の留保からの配分について
国の留保分については、各都道府県及び大臣管理区分に配分するものとする。

第7 (略)

第8 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
該当なし。

第9 (略)

(別紙2-2 くろまぐろ(大型魚))

第1 (略)

第2 管理年度

大臣管理区分 1月1日から同年12月末日まで
知事管理区分 4月1日から翌年3月末日まで

第3～第5 (略)

第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

1 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準

- 6 -

- (1) 都道府県（全体）及び大臣管理区分への配分の基準
漁獲可能量のうち令和6年（2024年）のWCPFCにおける我が国の漁獲上限に相当する数量については、国の留保を除いた数量を、令和3管理年度から令和5管理年度の管理年度ごと
の大臣管理区分又は都道府県の漁獲実績の比率の平均値（以下この別紙において「基礎比率」という）を用いることを基本として配分するものとする。
残りの漁獲可能量については、国の留保を除いた数量を基礎比率によらず、都道府県に配慮して配分する。また、大臣管理区分間での配分については、令和6管理年度の4に基づき行う過去の超過分の差引きや、同じ大臣許可漁業でのくろまぐろ（小型魚）からくろまぐろ（大型魚）への数量の振替等の処理を行う前の大臣管理漁獲可能量からの増加量及び増加率並びに漁獲割当てによる管理の状況を考慮し、必要な調整を行う。
(削る。)
- (2) 各都道府県への配分の基準
基礎比率を用いて配分することを基本とする。
ただし、基礎比率を用いて算出された数量が、令和6管理年度の都道府県別漁獲可能量に相当する数量（4に基づき行う過去の超過分の差引きや、都道府県内でのくろまぐろ（小型魚）からくろまぐろ（大型魚）への数量の振替等の処理を行う前の数量。以下この別紙において「都道府県別基礎配分」という。）を下回る都道府県にあっては令和6管理年度の都道府県別基礎配分とすることを基本とする。
これらの調整、上乗せ又は追加配分にあたり、国は、一定の数量を確保した上で行うものとする。
(当初に上乗せするもの)

- (1) 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への基礎的な配分並びに国の留保
国の留保は、漁獲可能量の10パーセントを超えない数量とする。
都道府県及び大臣管理区分への基礎的な配分は、WCPFCで合意された基準年の平均漁獲実績を基本として、近年の漁獲実績を勘案して配分するものとする。
- (2) 大臣管理区分への配分の基準
大臣管理区分への配分にあつては、WCPFCで合意された基準年（平成14年（2002年）1月1日から平成16年（2004年）12月末日まで）を基本として、近年の漁獲実績を勘案した割合で配分する。
- (3) 都道府県への配分の基準
都道府県への配分にあつては、平成27年（2015年）4月1日から平成30年（2018年）3月末日までの漁獲実績を基本とした割合で配分する。
また、漁獲実績を基準として配分した場合に漁獲可能量が1トン未満となる都道府県に対しては、必要最小限の混獲管理のための漁獲可能量を配分し、配分量が20トン未満となる都道府県（近年漁獲実績がない都道府県を除く。）に対しては、混獲管理のための漁獲可能量を配分する。

- 7 -

- ① 混獲管理を目的として、基礎比率を用いて算出された数量又は令和6管理年度の都道府県別基礎配分が1トン以下となる都道府県に対して上乗せするもの
- ② 都道府県別漁獲可能量を超えないよう漁獲量を管理する困難さを緩和することを目的として、①の上乗せ後の数量が、平成27年度（2015年度）から令和5年度（2023年度）の各年度の最大漁獲実績を下回る都道府県に対して上乗せするもの
- ③ 都道府県別漁獲可能量を超えないよう漁獲量を管理する困難さを緩和することを目的として、②までの上乗せ後の数量が少ない都道府県に対して上乗せするもの
- ④ 第2管理期間及び第3管理期間の超過分の差引きにより、基礎比率が低くなる都道府県への影響緩和を目的として、該当する都道府県に対し③までの上乗せ後の数量に上乗せするもの
(管理年度中に追加配分するもの)
- ⑤ 管理年度中の都道府県別漁獲可能量の融通を促進することを目的として、前管理年度に未利用分を譲渡した都道府県に追加配分するもの
- ⑥ 漁獲可能量の有効利用を目的として、前管理年度の消化率が高い都道府県に追加配分するもの
- ⑦ くろまぐろ（小型魚）の漁獲を削減することを目的として、漁獲の対象をくろまぐろ（小型魚）からくろまぐろ（大型魚）へ転換するための国が定める枠組みに参加する漁業者に対するものとして追加配分するもの
(削る。)

- (4) 資源評価に用いるデータの収集への配慮
経年の漁獲実績のデータが北太平洋まぐろ類国際科学小委員会による資源評価の指標の算出に用いられている漁業の種類及び各都道府県に対しては、当該管理年度の国の留保から当該データの精度を担保するために必要な漁獲可能量を上乗せして配分することができる。

2 (略)

3 漁獲可能量の繰越分について

2 (略)

3 漁獲可能量の繰越分について

- 8 -

前管理年度の終了に伴い確定した漁獲可能量の未利用分については、WCPFCで合意された繰越率を上限に繰り越すこととする。都道府県別漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量の未利用分のうち翌管理年度に繰り越せる数量の上限は、それぞれの当初の都道府県別漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量の10パーセントとする。ただし、第5の1のくろまぐろ（大型魚）大中型まき網漁業（漁獲量の総量の管理を行う管理区分）の大臣管理漁獲可能量の未利用分のうち翌管理年度に繰り越せる数量の上限は、当該管理区分及び第5の5のくろまぐろ（大型魚）大中型まき網漁業（漁獲割当てによる管理を行う区分）の当初の大臣管理漁獲可能量の合計の10パーセントとする。また、当該繰越数量のうち、前管理年度において第6の6の規定により第5の1のくろまぐろ（大型魚）大中型まき網漁業（漁獲量の総量の管理を行う管理区分）の大臣管理漁獲可能量に追加配分された数量（以下この別紙において「前管理年度繰り入れ数量」という。）は、第5の5のくろまぐろ（大型魚）大中型まき網漁業（漁獲割当てによる管理を行う管理区分）の大臣管理漁獲可能量に追加配分することとする（当該繰越数量が前管理年度繰り入れ数量に満たない場合はその満たない数量でもって追加配分をする。）。

残りの漁獲可能量については、国が留保するものとする。

4 （略）

5 国の留保からの配分について
国の留保分については、各都道府県及び大臣管理区分に配分するものとするものとし、前管理年度の漁獲可能量の未利用分の繰越しに係る留保を配分する際には、都道府県を優先するものとする。

6 （略）

前管理年度の終了に伴い確定した漁獲可能量の未利用分については、WCPFCで合意された繰越率を上限に繰り越すこととする。都道府県別漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量の未利用分のうち翌管理年度に繰り越せる数量の上限は、それぞれの当初の都道府県別漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量の10パーセント（WCPFCで合意された繰越率が10パーセント未満の場合には、その率。）とする。ただし、第5の1のくろまぐろ（大型魚）大中型まき網漁業（漁獲量の総量の管理を行う管理区分）の大臣管理漁獲可能量の未利用分のうち翌管理年度に繰り越せる数量の上限は、当該管理区分及び第5の5のくろまぐろ（大型魚）大中型まき網漁業（漁獲割当てによる管理を行う区分）の当初の大臣管理漁獲可能量の合計の10パーセント（WCPFCで合意された繰越率が10パーセント未満の場合には、その率。以下この別紙において「繰越上限の特例の数量」という。）とする。また、当該繰越数量のうち、前管理年度において第6の6の規定により第5の1のくろまぐろ（大型魚）大中型まき網漁業（漁獲量の総量の管理を行う管理区分）の大臣管理漁獲可能量に追加配分された数量（以下この別紙において「前管理年度繰り入れ数量」という。）は、第5の5のくろまぐろ（大型魚）大中型まき網漁業（漁獲割当てによる管理を行う管理区分）の大臣管理漁獲可能量に追加配分することとする（当該繰越数量が前管理年度繰り入れ数量に満たない場合はその満たない数量で、前管理年度繰り入れ数量が前管理年度の繰越上限の特例の数量を超える場合は当該繰越上限の特例の数量でもって追加配分をする。）。

残りの漁獲可能量については、国が留保するものとする。

4 （略）

5 国の留保からの配分について
国の留保分については、各都道府県及び大臣管理区分に配分するものとする。

6 （略）

第7～第9 （略）

（別紙2－16 まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群）

第1～第3 （略）

第4 漁獲シナリオ

1・2 （略）

3 漁獲可能量の算定方法

(1) （略）

(2) 管理年度途中の漁獲可能量の調整について

令和6管理年度における暫定的な措置として、まさば対馬暖流系群又はごまさば東シナ海系群について、本則第1の2(4)②イの規定に基づき、以下の方法により漁獲可能量を調整することができる。

- ① 令和6年度の資源評価及び漁獲シナリオによって再計算される令和6管理年度の生物学的許容漁獲量と令和6管理年度の漁獲可能量の差分を上限に、令和6管理年度の漁獲可能量に一定の数量（以下「追加数量」という。）を追加する。
- ② 令和7管理年度の漁獲可能量は、(1)の規定に従い算出した数量から、追加数量を減じた数量とする。
- ③ 令和6管理年度の漁獲実績が、令和7年度の資源評価及び漁獲シナリオによって再々計算される令和6管理年度の生物学的許容漁獲量を上回る場合には、同実績と同生物学的許容漁獲量との差分を追加数量から差し引いた数量を令和7管理年度の漁獲可能量に追加する。当該差分が追加数量以上とな

第7～第9 （略）

（別紙2－16 まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群）

第1～第3 （略）

第4 漁獲シナリオ

1・2 （略）

3 漁獲可能量の算定方法

(1) （略）

(2) 管理年度途中の漁獲可能量の調整について

まさば対馬暖流系群又はごまさば東シナ海系群について、当該管理年度中に公表された最新の資源評価及び漁獲シナリオによって算出される当該管理年度の翌管理年度の生物学的許容漁獲量が、当該管理年度の生物学的許容漁獲量よりも増加することが示された場合、本則第1の2(4)②に規定する科学的に妥当な条件の下、当該管理年度の途中に、以下の方法により当該管理年度と当該管理年度の翌管理年度との間で漁獲可能量を調整することができる。

- ① 当該特定水産資源の親魚量が、令和12年（2030年）に、少なくとも50パーセントの確率で目標管理基準値を上回る範囲内で、当該管理年度の漁獲可能量に一定の数量（以下「追加数量」という。）を追加する。
- ② 当該管理年度の翌管理年度の当初に設定される漁獲可能量は、(1)の規定に従い算出した数量から、追加数量を減じた数量とする。
- ③ 漁獲可能量の調整を行った管理年度において、当該管理年度の終了に伴い確定した漁獲可能量の未利用分については、当該管理年度における追加数量を上限に国の留保として翌管理年度に繰り越すこととする。

る場合は、当該上回った数量を令和 7 管理年度の漁獲可能量から差し引く。 ④ 令和 6 管理年度の漁獲実績が、令和 7 年度の資源評価及び漁獲シナリオによって再々計算される令和 6 管理年度の生物学的許容漁獲量以下となる場合には、追加数量を令和 7 管理年度の漁獲可能量に追加する。	(新設)
第 5 ～第 9 (略)	第 5 ～第 9 (略)

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

資源管理基本方針の一部を変更する告示案について

令和6年12月
水産庁

第1 今回の変更事項

変更事項1：「別紙2-1 くろまぐろ（小型魚）」、「別紙2-2 くろまぐろ（大型魚）」における漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等の変更について

変更事項2：「別紙2-1 くろまぐろ（小型魚）」における漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項の追加について

変更事項3：本則及び「別紙2-16 まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群」における管理年度途中の漁獲可能量の調整に係る規定の変更について

このほか、修辭的な修正や必要な附則を規定する予定。

第2 今後のスケジュール

本年12月中：官報掲載（官報掲載日での同日施行）

【変更事項 1】「別紙 2-1 くろまぐろ（小型魚）」、「別紙 2-2 くろまぐろ（大型魚）」における漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等の変更について

1 変更の趣旨

令和 6 年 7 月に開催された W C P F C（中西部太平洋くろまぐろ類委員会）北小委員会においてくろまぐろ（小型魚）10 パーセント増枠及びくろまぐろ（大型魚）50 パーセント増枠等が合意され、同年 12 月の W C P F C 年次会合にて正式に採択されたことを受け、水産政策審議会資源管理分科会の下に設置された「くろまぐろ部会」においてとりまとめられた「くろまぐろの漁獲可能量の配分の考え方について」の内容を踏まえて以下の変更を行う。

2 変更内容の概要

別紙 2-1 及び 2-2 の第 6 の規定について

- ・ 都道府県（全体）及び大臣管理区分への配分の基準の変更
- ・ 各都道府県への配分の基準の変更
- ・ 国の留保の上限に係る規定の削除
- ・ 国の留保からの配分について、前管理年度の漁獲可能量の未利用分の繰越しに係る留保を配分する際には都道府県を優先する旨の規定の追加

【変更事項 2】「別紙 2-1　くろまぐろ（小型魚）」における漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項の追加について

WCPFC 北小委員会等において、小型魚の増枠後も 0 歳魚（2 キログラム未満）の漁獲を基準年（平成 14 年（2002 年）1 月 1 日から平成 16 年（2004 年）12 月末日まで）の平均漁獲実績の 2 分の 1 の数量から増やさないためのあらゆる努力をすることとされたことを踏まえ、0 歳魚（2 キログラム未満）の漁獲が増えないよう努めることとする我が国のコミットメントを担保するための規定を別紙 2-1 の第 8 に追加する。

【変更事項３】本則及び「別紙２－１６ まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群」における管理年度途中の漁獲可能量の調整に係る規定の変更について

１ 変更の趣旨

- （１）資源管理基本方針の本則第１の２（４）①は、漁獲可能量は、最新の資源評価及び資源水準の値に応じた漁獲圧力（資源に対する漁獲の影響の大きさを表す係数をいう。）の決定方式（以下「漁獲シナリオ」という。）により導かれる生物学的許容漁獲量の範囲内で定めるとしている。
- （２）まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群をはじめとする一部の特定水産資源については、生物学的特性上、毎年の、加入量^１の水準によって資源水準の値が大きく変動し、それにより漁獲可能量も大きく変動する。漁獲可能量の大きな変動は、漁業者のみならず加工・流通業者等の関係者の経済活動も大きな影響を受けることから、当該管理年度中に公表された最新の資源評価及び漁獲シナリオによって導かれる翌管理年度の生物学的許容漁獲量が、当該管理年度の生物学的許容漁獲量を上回ることが示された場合に、当該管理年度の途中に、当該管理年度と翌管理年度の間で漁獲可能量を調整することができることとしている。
- （３）他方、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群を利用する漁業関係者からは、資源量の年変動に加えて当該管理年度に係る資源評価の不確実性にも対応するために更なる柔軟な運用が求められており、本年７月に開催された「第３回資源管理方針に関する検討会（まさば対馬暖流系群・ごまさば対馬暖流系群）」の取りまとめでは、その具体的な対応について、令和６管理年度（令和６年７月～令和７年６月）の盛漁期まで（令和７年１月頃まで）に示すこととされた。
- （４）上記取りまとめに対応するため、令和６管理年度の暫定的な対応として、必要な変更を行う。

２ 変更内容の概要

- （１）本則第１の２（４）②の規定について

管理年度途中に当該管理年度と翌管理年度との間で漁獲可能量を調整できる場合の規定として、以下の内容を追加する。

「令和６管理年度における暫定的な措置として、令和６年度の資源評価及び漁獲シナリオによって再計算される令和６管理年度の生物学的許容漁獲量が、令和６管理年度の漁獲可能量を上回ることが示された場合、その差分を上限に、令和６管理年度の漁獲可能量を調整することができる。」

- （２）別紙２－１６の第４の３（２）の規定について

令和６管理年度における暫定的な措置として、上記（１）の本則の規定に基づいて、漁獲可能量の調整に係る方法を以下の内容に変更する。

^１ 漁獲開始年齢に達した資源量

- ① 令和6年度の資源評価及び漁獲シナリオによって再計算される令和6管理年度の生物学的許容漁獲量と令和6管理年度の漁獲可能量の差分を上限に、令和6管理年度の漁獲可能量に一定の数量（以下「追加数量」という。）を追加する。
- ② 令和7管理年度の漁獲可能量は、令和6年度の資源評価及び漁獲シナリオから導かれる令和7管理年度の生物学的許容漁獲量から、追加数量を減じた数量とする。
- ③ 令和6管理年度の漁獲実績が、令和7年度の資源評価及び漁獲シナリオによって再々計算される令和6管理年度の生物学的許容漁獲量を上回る場合には、同実績と同生物学的許容漁獲量との差分を追加数量から差し引いた数量を令和7管理年度の漁獲可能量に追加する。当該差分が追加数量以上となる場合は、当該上回った数量を令和7管理年度の漁獲可能量から差し引く。
- ④ 令和6管理年度の漁獲実績が、令和7年度の資源評価及び漁獲シナリオによって再々計算される令和6管理年度の生物学的許容漁獲量以下となる場合には、追加数量を令和7管理年度の漁獲可能量に追加する。

（以上）

管理年度途中の漁獲可能量の調整(令和6管理年度の暫定的な措置)

暫定的な措置として、以下の方法により令和6管理年度の漁獲可能量を調整することができる。

1. 令和6年度の資源評価及び漁獲シナリオによって再計算される令和6管理年度の生物学的許容漁獲量と令和6管理年度の漁獲可能量の差を上限に、令和6管理年度の漁獲可能量に一定の数量(以下「追加数量」という。)を追加する。

2. 令和7管理年度の漁獲可能量は、令和7年管理年度の生物学的許容漁獲量から、追加数量を減じた数量とする。

3. 令和6管理年度の漁獲実績が、令和7年度の資源評価及び漁獲シナリオによって再計算される令和6管理年度の生物学的許容漁獲量を上回る場合には、同実績と同生物学的許容漁獲量との差分を追加数量から差し引いた数量を令和7管理年度の漁獲可能量に追加する。当該差分が追加数量以上となる場合は、令和7管理年度の漁獲可能量から当該上回った数量を差し引く。

4. 令和6管理年度の漁獲実績が、令和7年度の資源評価及び漁獲シナリオによって再計算される令和6管理年度の生物学的許容漁獲量以下となる場合には、追加数量を令和7管理年度の漁獲可能量に追加する。

(※) 上記暫定ルールについては、研究機関によるリスク評価が行われていない中で、入手可能な最善の科学的情報をもとに講じるもの。

